

## 科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 28 年 6 月 27 日現在

機関番号：44429

研究種目：若手研究(B)

研究期間：2012～2015

課題番号：24730690

研究課題名(和文) 戦前・戦中の女子社会教育政策の変容～「成人教育婦人講座」から「母の講座」へ～

研究課題名(英文) A Study on Changes in the Policy of Female Social Education in Japan Before and During World War II: from Adult Education for Women to Education for Mothers

研究代表者

森岡 伸枝 (MORIOKA, Nobue)

大阪芸術大学短期大学部・その他部局等・講師

研究者番号：20448187

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 1,000,000円

研究成果の概要(和文)： 文部省は昭和5年に訓令「家庭教育二関スル件」を出して家庭教育の責務が女性にあることを示し、母親を対象とした同省主催「母の講座」を全国で委嘱開催して母親に必要な資質を育成しようとした。一方、委嘱先の一つの奈良女子高等師範学校では文部省主催「母の講座」を同省主催「成人教育婦人講座」の延長と捉えていたため、母親を主な聴講対象として捉えていなかった。しかし、日中戦争が起こると、同校は文部省主催「母の講座」の目的を国民としての子どもの育成という母役割の達成にあるとした。このことから、戦争によって文部省と奈良女子高等師範学校の講座に対する解釈が一致したといえる。

研究成果の概要(英文)： In 1930, Ministry of Education issued a directory, "With Regard to Education in the Home", and announced that women had the responsibility in education in the home. The ministry newly offered "Classes for Mothers" nationwide in order to foster the qualities needed to mothers, in addition to "Adult Classes for Women". On the other hand, Nara Women's Higher Normal School did not think that the new classes were offered to mothers because they thought "Classes for Mothers" and "Adult Classes for Women" were the same. However, after Sino-Japanese War broke out, Nara School regarded the aim of "Classes for Mothers" as the completion of the role of motherhood to cultivate the children to be good Japanese people. Consequently, the war made both Ministry of Education and Nara Women's Higher Normal School run the classes for mothers for the same goal.

研究分野：教育史

キーワード：教育史 母の講座 婦人講座 家庭教育政策 第2次世界大戦

## 1. 研究開始当初の背景

周知のように、日本では平成 18 年に新しい教育基本法が公布・施行された。社会教育史研究の視点でみると、旧の教育基本法と異なるものとして注目されるのが第 3 条(生涯学習の理念)、第 10 条(家庭教育)である。第 3 条では、教育の基本的理念として生涯学習の理念が掲げられており、あらゆる場所で教育の機会が提供されることが述べられている。また、第 10 条では国や地方公共団体が家庭教育支援に努めるべきことであるとされている。そして、第 12 条では社会教育条項が受け継がれ、国や地方公共団体による学校の施設利用による学習機会の提供が明記されている。

このように、我が国では生涯学習社会の実現へ向けて様々な政策をすすめることが決定されており、その一つに家庭教育支援政策が位置付けられるといえる。これらが教育の政策であるが、それとは別に労働政策でみると男女雇用機会均等法の禁止条項である間接差別の対象範囲の拡大など、女性の活躍の幅が広がりつつあるといえる。ゆえに現代の日本において「国が女性のエンパワーメントのために、女性のニーズに合う生涯学習をいかに進めていくべきなのか」ということが問われている。

以上のような背景から、申請者は、女性への社会教育政策(戦前から戦中にかけての文部省主催「成人教育婦人講座」と文部省主催「母の講座」)の実態に着目し、国による女性への社会教育政策を検討することにした。

## 2. 研究の目的

本研究では奈良女子高等師範学校が開催した文部省主催「成人教育婦人講座」ならびに文部省主催「母の講座」を取り扱い、家庭教育政策として社会教育講座はどのように解釈されて運営されたのかを実態から照射していくことを目的とした。

## 3. 研究の方法

対象とする時期は、「成人教育婦人講座」が初めて開催された昭和 5 年から「母の講座」が一旦廃止された昭和 13 年とした。

研究対象は主として奈良女子大学学術情報センター所蔵の「校史関係史料」とし、文部省社会教育課による講座の開催指示文書とそれに対する奈良女高師の返信「案」等を収集した。またその一方で文部省関係者が関わった雑誌『社会教育』、当時の文部省発行の家庭教育関連図書もでき得る限り収集した。

これらの膨大な資料を用い、文部省と奈良女高師がどのように「成人教育婦人講座」や「母の講座」を運営しようとしたのかを検討し、両講座の社会教育としての課題を明らかにしようとした。

## 4. 研究成果

### (1) 文部省主催「成人教育婦人講座」について

文部省主催「成人教育婦人講座」の元となったのは、大正 12 年に大阪外国語学校において文部省の委嘱により初めて開設された「成人教育講座」である。そこでは、「年齢二十五歳以上の男子に限り」聴講が可能で、女性は対象外であった。だが、翌大正 13 年に 6 ヶ所で成人教育講座が開設されると、女性の聴講も認められるようになったが、あくまで対象の中心は男性であった。

しかし翌大正 14 年になると、文部省は奈良女子高等師範学校へ委嘱する形で、女性用の「成人教育婦人講座」を大阪市で開催した。これが日本初の成人女性を学習の主体として考えた、社会教育講座である。大正 15 年以降は、文部省自らが東京女子高等師範学校において開いた他は、直轄学校や県へ開催を委嘱していった。文部省主催「成人教育婦人講座」(以下婦人講座と記す)の委嘱先は年度毎に異なっていたが、奈良女子高等師範学校(以下奈良女高師と記す)は昭和 4 年まで継続して開催が任されていたという特徴を持つ。

この講座が全国で開催された背景には生活改善運動が挙げられる。それは欧米での社会教育状況を鑑みて、国家の基礎である家庭の改善が重要だという国家の方針に基づくものであった。たとえば生活改善運動をすすめた文部省普通学務局第 4 課初代課長の乗杉嘉寿は「娯楽が全国民に行きわたる」ために「民衆の余暇生活そのものを主導」することを考えていたという。

そして奈良女高師の婦人講座の特徴はいわゆる中間層・高学歴の女性を対象としていたことである。一方で文部省は婦人講座について初等教育を終えていない、あるいは中等教育を受けなかった女性への再教育の場と認識していた。ゆえに、奈良女高師と文部省において婦人講座の受講者像の差は明らかであった。

また、奈良女高師における婦人講座は、次に検討する文部省訓令「家庭教育振興二関スル件」が出されると「母の講座」に変わっていく。そこで、両者の認識の差がどのようになったのかを注目していくために、本訓令を検討することにした。

### (2) 文部省訓令と母親への注目

昭和 5 年 12 月 23 日の文部省訓令第 18 号「家庭教育振興二関スル件」が出された原因は、金融恐慌による国民の経済生活の貧窮化、そして社会主義思想の浸透という国家的課題があったためといわれている。国家は「思想困難、経済困難」に対処するために、「一、

国体観念を明徴にし国民精神を作興すること二、経済生活の改善を図り国力を培養すること」の目的を設定した。そして文部省は教化総動員運動を始め、本省社会教育局長関谷龍吉は文部省社会教育局編『現代家庭教育の要諦』において、「家庭生活の立直し、所謂学問に基礎を置きまして科学常識の普及と併せて国民精神を作興する意味に於きましての家庭教育の力を強める」と述べていた。「家庭生活の立て直し」、「科学常識の普及」をするというのは生活改善運動の目的と同じだが、「国民精神を作興」が新たに加わり、そのために家庭教育を振興していくということになったのである。その目的のもとで出されたのが文部省訓令第18号「家庭教育振興ニ関スル件」(『官報』昭和5年12月23日)である。その内容を以下に示した。

国運ノ隆替風教ノ振否八固ヨリ学校教育並社会教育ニ負フ所大ナリト雖之力根帯ヲナスモノハ実ニ家庭教育タリ蓋シ家庭ハ心身育成人格涵養ノ苗圃ニシテ其ノ風尚ハ直チニ子女ノ性行ヲ支配ス維新以来教育益々興リ文運弥々隆ナルヲ致セリト雖今日動モスレハ放縦ニ流レ詭激ニ傾カントスル風アルハ家庭教育ノ不振之カ重要原因ヲナスモノニシテ国民ノ深く省慮スヘキ所ナリ(中略)此ノ時ニ方リ我力邦固有ノ美風ヲ振起シテ家庭教育ノ本義ヲ発揚シ更ニ文化ノ進運ニ適応シテ家庭生活ノ改善ヲ図ルハ實ニ教化ヲ醇厚ニスル所以ナルノミナラス又実ニ国運ヲ伸長スルノ要訣タルヲ疑ハス家庭教育ハ固ヨリ父母共ニ其ノ責ニ任スヘキモノナリト雖特ニ婦人ノ責任重且大ナルモアリ(後略)

「国運」には「家庭教育」が強く関わり、「放縦ニ流レ詭激ニ傾カントスル風」という問題が起こっている原因は家庭教育にあるとし、国家と家庭教育とのつながりを強調している。ゆえに家庭教育の重要性を知らしめ、「文化ノ進運ニ適応シテ家庭生活ノ改善ヲ図ル」ことが大事だという。また、家庭教育に関しては「父母」よりも特に「婦人」の責任が重いと、国に対するその教育の責務が直接的に母親に課せられることになったのである。

本訓令を発令するにあたり、文部省は「諮問事項『家庭教育振興上適切ナル方案如何』ニ対スル答申」を全国社会教育主事会議(昭和5年6月27日)で求めた。そこで出された答申案には「一、文部省ハ家庭教育振興ニ関シ道府県ニ訓令ヲ発スルコト」「十、児童遊園、幼稚園、托児所、日曜学校、子供会等ノ補導施設ノ改善普及ヲ図ルコト」「十二、読物玩具等ノ改善ヲ図ルコト」「十三、健全ナル家庭生活ヲ傷クベキ事象ニ対シテハ厳正ナル批判ヲ加ヘ之ガ絶滅ヲ期スルコト」な

どがみられた。このように、家庭教育振興のために、子どもに関わるあらゆるものが改善や批判の対象とみなされ、絵本を含む「読物玩具等」もそれに含まれていたのである。つまり、家庭教育を振興させるために、子どもの生命の保持といった養護に関わるものから、知識伝授や人格形成といった教育に関わるものすべてが、国家によって注意を払われるべきものとして脚光を浴びていたことが確認できた。では、さきの文部省訓令が文部省主催「母の講座」に影響を及ぼしていったのであろうか。

### (3)「母の講座」の変容について

文部省主催「成人教育婦人講座」から文部省主催「母の講座」へ  
昭和5年以降は婦人講座に加え、新たに文部省主催「母の講座」(以下母の講座と記す)が各地で展開されていくようになる。なかでも奈良女高師の場合は婦人講座を母の講座へと名称変更し、講座の開催を続けていったという特徴がみられる。以下の昭和5年の聴講者募集要項から、奈良女高師はどの程度さきの文部省訓令に影響を受けていたのかわいていきたい。下線部にあるように、「本年度モ第六回成人教育婦人講座トシテ」とあるように、婦人講座の延長として母の講座を開催していたことがわかる。実際に奈良女高師では、講義科目において母役割に特化した科目を置いておらず、母親に特化した聴講募集をしていなかった。

本校ハ文部省ノ委嘱ニ依リ大阪市教育部後援ノ下ニ、大阪市ニ於テ大正十四年度以降引続キ毎年度一回成人教育婦人講座ヲ開催シマシタガ、本年度モ第六回成人教育婦人講座トシテ、大阪市教育部ノ援助ヲ得テ左記要項ニ依リ「母の講座」ヲ開クコトナリマシタ。

古来「斯ノ母ニシテ斯ノ子アリ」トハ、誰人モ言フ所デアリマシテ、子ニ及ボス母ノ感化ノ如何ニ大ナルカニ思フ致ストキハ、人ノ母タル者其修養ニ努メナケレバナライコトヲ痛切ニ感ゼラル、デアリマセウ、本講習ハココニ鑑ミル所アリ、婦人ノ方々ノ為、母トシテノ修養ニ資スル所アラントスル次第デアリマス、日日御多忙デアリマセウケレドモ、一週二回三四時間位ノコトデアリマスカラ、万障御差繰ノ上御来聴下サルコトヲ切ニ希望致シマス。

昭和五年八月

奈良女子高等師範学校

これに対し、文部省は聴講対象を直接的には母親とし、付随的に「熱心」な婦人を認めていた。ゆえに、このような聴講者像の違いは、母の講座においてもまたみられたのであ

る。

#### 日中戦争の勃発と母親への注目

昭和 12 年 4 月に「国家総動員法」が制定されると、「国防目的達成ノ為」、「人的及物的資源ヲ統制運用スル」ことが認められ、あらゆるものが戦時下の統制のもとに置かれるようになった。例えば家庭教育の改善対象として取りあげられてきた絵本についても検閲の対象となっていく。その背景について、内務省警保局図書課佐伯郁郎は著書『少国民文化をめくつて』のなかで「支那事変が勃発して、事変の意義や性格が段々一般に認識されるに従つて、次代を形成すべき第二の国民として子供が重視され、深い関心が持たれ始めた」と語った。そして昭和 13 年に内務省図書課は「児童読物、並に絵本に関する内務省指示要綱」を 10 月 25 日に成案させ、童話を「特ニ母性愛ノ現ハレタルモノタルコト」とし、「敬神、忠孝、奉仕、正直、誠実、謙譲、勇氣、愛情等ノ日本精神ノ確立ニ資スルモノ」といった皇国民としての内容を含むこととし、「幼年雑誌及び絵本ニ「母ノ頁」ヲ設ケ、「読ませ方」「読んだ後の指導法」等ヲ解説スルコト」といったことを指示した。このように、日中戦争が勃発し、子どもと国家の関係が強化される中で、両者を結び付ける役割として母親が注目されていたといえる。

#### 奈良女子高等師範学校による母の講座への認識の変容

以下の資料が日中戦争後における昭和 14 年の奈良女高師の母の講座の募集要項である。先ほどの昭和 5 年度の募集要項に比べると、母親が「国民」を育てることが強調されていることがわかる。単なる漠然とした子育てのための母親教育ではなく、国家を意識して「家政を経済的に掌理して国富を財積し、健全なる子女を教養して、忠良なる国民の後継者」を育てねばならぬと説いているのである。

当校は従来文部省の委嘱を受け、連年『母の講座』を大阪市に開催して来ましたが、今回も又大阪市の御後援で其の第九回を開くことになりました。時局は今や長期戦の大覚悟を要する時になりました。此の際に於て、銃後の婦人たる方々は、益々一家の家政を経済的に掌理して国富を財積し、健全なる子女を教養して、忠良なる国民の後継者たらしめることに努めなければなりません。其の責任は洵に重いでありますから、能く時局の重大性を認識し、之れに処する途を講ぜられる事が最も大切な事柄と存じます。本講座は、此の非常時局に対応し、主として家庭の母たる方々若くは主婦たる方々のために適切なる講義題材を選定し、且つ成るべく短期間に講義を終るやう計画致しました。何卒多数御

入会下さる様切望致します。尚今回は会場を二ヶ所に置くことに致しましたから、御出席に御都合の宜しい方を御選定の上、入会申込書に御示し下さい。

昭和十四年一月

奈良女子高等師範学校

また、この年になって奈良女高師は初めて講座を二か所で開催し、聴講者の規模は開催以来最大となった。このことから、母の講座を主として母親に対する社会教育講座とした点において、奈良女高師と文部省の見解が一致したといえるだろう。

#### 5. 主な発表論文等

##### 〔雑誌論文〕(計 2 件)

森岡伸枝「第 1 次世界大戦後における絵本の改善政策について 家庭教育の役割の変容に着目して」『大阪芸術大学短期大学部紀要』(37)、大阪芸術大学短期大学部、2013 年 3 月、31~50 頁、査読無

森岡伸枝「学校教育と家庭教育の誕生 - 子ども観の変容に着目して」『大阪芸術大学短期大学部紀要』(38)大阪芸術大学短期大学部、2014 年 3 月、34~45 頁、査読無

##### 〔学会発表〕(計 2 件)

森岡伸枝「第 1 次世界大戦後における絵本の改善政策について 家庭教育の役割の変容に着目して」学内研究発表会、2012 年 11 月 17 日、大阪芸術大学短期大学部

森岡伸枝「戦時下における文部省主催『母の講座』 - 奈良女子高等師範学校に着目して」幼児教育史学会第 11 回大会、2015 年 12 月 5 日、福山市立大学

##### 〔図書〕(計 1 件)

共著(監修・編著田中智志・橋本美保)森岡伸枝「第 3 章教育と学校・家庭~教育の場所」『教育の理念・歴史』(新・教育課程シリーズ)、一藝社、2013 年、50~60 頁(全 216 頁)

#### 研究組織

- (1) 研究代表者 森岡伸枝(MORIOKA, Nobue) 大阪芸術大学短期大学部・保育学科・講師  
研究者番号 20448187
- (2) 研究分担者 なし
- (3) 連携研究者 なし
- (4) 研究協力者 なし